

一般社団法人神奈川県剣道連盟 事務局長会規則

(招集、出席者、成立)

第1条 一般社団法人神奈川県剣道連盟(以下当法人という。)の事務局長会は、当法人会長が招集する。

- 2 事務局長会は支部事務局長、執行部理事、監事をもって構成する。
- 3 当法人の監事は、事務局長会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 会長、専務理事をふくむ執行部理事の過半数および全支部事務局長の過半数の出席をもって成立とする。
- 5 支部事務局長以外の代理出席も認められる。この場合、会前日までに文書(紙媒体もしくは電子的方法による)をもって、本法人事務局へ届け出でなければならない。

(議長の選定等)

第2条 事務局長会の議長は、会長とする。ただし、会長に欠員又は事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により当法人の副会長もしくは専務理事を議長とする。

(議長権限等)

第3条 議長は、事務局長会の議事を整理する。

- 2 議長は、前項の議事を整理するに当たり、当法人の副会長、専務理事若しくは常任理事又は監事であって当該理事会に出席した者から、必要に応じて助けを得ることができる。
- 3 議長は、前項の議事を整理する場合において必要があると認めるときは、事務局長会構成メンバー以外の者に出席を求め、又は意見を聴くことができる。

(議案)

第4条 事務局長会では、事業計画にともなう事務手続等につき執行部より説明を行い、支部事務局長と討議する。

(決議)

- 第5条 決議が必要な事項が生じた場合、執行部提出議案については出席した全支部事務局長の過半数の賛成をもって可決する。同数の場合は議長の裁決による。
- 2 支部事務局長提案の議題の場合は全出席者の過半数の賛成を持って可決とする。

同数の場合は議長の裁決による。

(理事会による事務局長会代行)

第 6 条 会長が本法人運営上適当と認め、監事、全支部長の過半数の同意がある場合、適切な時期におこなわれる定時理事会、もしくは臨時理事会において、同様の議事をはかることにより、事務局長会を省略することができる。

2 監事、支部長の同意を得る方法は電子的方法で行うことができる。

(議事録等)

第 7 条 事務局長会の議事録に記載又は記録する事項は、別表のとおりとする。

2 議長は、事務局長会を欠席した支部および監事に対し、当該議事録写し、及び配布資料を送付するものとする。

(事務局長会の運営に係る事務)

第 8 条 事務局長会の運営に係る事務は、本法人事務局が処理するものとする。

(別表)議事録記載事項

- (1)開催された日時、場所
- (2)事務局長会の議事の経過の要領及びその結果
- (3)議長氏名
- (4)議長以外の出席者氏名
- (5)議事録作成者氏名

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。